

平成 29 年度
第 2 回鴨川市特別職報酬等審議会
会議録

鴨川市特別職報酬等審議会

平成 29 年度 第 2 回鴨川市特別職報酬等審議会 会議録

1 日時

平成 29 年 10 月 11 日（水） 午前 10 時 30 分から午前 11 時 50 分まで

2 場所

鴨川市役所 7 階会議室

3 出席者

(1) 特別職報酬等審議会の委員

会長	石田 日出夫
副会長	田原 智之
委員	寺尾 忠行
	鎌田 薫
	宗政 智子
	小林 裕明

(2) 事務局職員

総務課長	松本 憲好
総務課長補佐	石井 康宏
総務課人事係長	四宮 俊英
総務課人事係員	尾形 正一郎

(3) その他市職員

議会事務局長	佐久間達也
財政課長	増田勝己
税務課長	渡邊寿美

4 次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 議員の議員報酬について
 - (2) その他
- 3 閉会

5 会議内容

別紙のとおり

6 会議の傍聴者等

なし

[開始 午前 10 時 30 分]

1 開会

○石田会長 おはようございます。

鴨川市特別職報酬等審議会、第2回の会議を開催させていただきます。
条例の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。

2 議事

(1) 議員の議員報酬について

○石田議長 まず、会議の定足数の確認をさせていただきます。

本日の出席委員ですが、宗政委員が若干遅れるとのことでございまして5名ですので、委員会条例第5条第2項に規定する会議の成立要件を満たしていることを報告いたします。

次に、本日の会議録を確認していただく委員を指名させていただきます。

本日の会議録は、鎌田委員に確認をお願いいたします。

～宗政委員出席～

議事の(1)、議員の議員報酬についてを議題とします。

第1回目の会議については会議録が作成されていますけれども、寺尾委員からは、商工会会長という立場を踏まえた中で、鴨川市の財政状況を見極めた上で判断をしたいというお話がありました。

また、市の税収の状況や未納の状況を確認したいというお話がありました。

田原委員からは、全体の報酬額が下がる中での増額はやむを得ないであろうというお話がありました。

鎌田委員からは、全体の削減をみて、かつ、近隣とのバランスをみた上で考えたいというお話をいただきました。

小林委員からは、定数削減と関連して考える必要がある、また、歳出に占める議員報酬の割合が県内で4番目と低くない、さらに寺尾委員と同様に、財布があつての話であり、増額させるには理由が必要であろうというお話がありました。

宗政委員からは、議員の年金に関するお話、また、今後の若い議員のためには増額が必要であろうというお話がありました。

これらを踏まえまして、事務局から説明をお願いします。

○石井総務課長補佐 本日の資料は、会議次第を配布させていただきました。

また、あらかじめ郵便で送らせていただきました資料6を使用させていただきます。
資料6について、説明をいたします。

まず、1ページは、県内の市の状況です。

基本的には、第1回会議の資料1と同じですが、部分的に更新、修正を行っています。

修正した箇所について、説明をいたします。

2 ページ、Hの列、議長報酬をご覧ください。

日付が平成 28 年 12 月 31 日になっています。

全国市議会議長会から 1 年度、新しいものが公表されましたので、更新しています。

4 団体に報酬額の変更がありました。

具体的には 2 番目の銚子市が 425,000 円から 415,000 円に、10,000 円の減額、18 番目の流山市が 546,250 円から 547,900 円に、1,650 円の増額、24 番目の富津市が 508,800 円から 424,000 円に、84,800 円の減額、37 番目の大網白里市が 341,000 円から 380,000 円に、39,000 円の増額となっています。

同様に、Kの副議長報酬、Nの議員報酬についても更新を行っています。

次に、3 ページ、Rの列です。

国家公務員、千葉県職員に準じて職員の期末手当支給率が改正され、これに準じて、多くの団体において支給率の改正が行われています。

本市は、410 から 430 に改正されています。

これらの影響から、S、T、U、4 ページのV、bの数値について、更新を行っています。

また、5 ページは、新たに追加した列です。

前回資料は、4 ページのbまででしたが、c、dの列を追加しました。

cは平成 27 年度の歳出決算額で、dは歳出に占める議員報酬の割合です。

田原委員の歳出に占める割合を、というご要望によるものです。

次に、7 ページからは、1 の表を並べ替えたものです。

前回資料と大きく変わってはいませんが、13 ページ、bの列をご覧ください。

歳入に占める議員報酬の割合ですが、前回資料では、勝浦市、匝瑳市、富津市、鴨川市と、4 番目に位置していましたが、富津市が議員報酬の減額を行いましたので、鴨川市の位置が 3 番目になっています。

また、14 ページですが、dの列、歳出に占める議員報酬の割合を追加しています。

次に 15 ページです。

この表は、議員報酬の額を増額した場合に、議員報酬と期末手当の合計がどの程度になるかを試算したものです。

前回会議における田原委員の、定数を 2 削減し全体の報酬額が下がる範囲内での増額が可能ではないか、鎌田委員の、全体の削減の効果を残しつつ、小林委員の、定数の削減と議員報酬の増額は関連して考える必要がある、とのご意見を踏まえまして、試算の区分を全体の削減の効果が得られる 1 パーセント増から 10 パーセント増までとしています。

一番最後のMの列が現行と、それぞれ増額した場合の額の合計です。

次に 16 ページです。

表が 2 つありますが、上の表で説明をいたします。

Mの列は、前ページのMの列を複写したもので、議員報酬の額を増額した場合の、議員報酬と期末手当の合計の試算です。

次のNの列は平成 27 年度の本市の歳入決算額、Oの列は増額した場合の議員報酬と

期末手当の合計額が歳入決算額に占める割合を試算したものです。

次のP、Qの列については、N、Oと同様に歳出決算額に占める割合を試算したものです。

そして、下の表は、同様に平成28年度の歳入決算額、歳出決算額に占める割合を試算したものです。

田原委員の歳出に占める割合を、というご意見をを受けて作成をしたものです。

次に17ページです。

この表は、先ほど説明をいたしました7ページの表から類似市と館山市を抜粋したものです。

前回会議の資料は類似市の8団体で作成をいたしました。鎌田委員、小林委員のご意見を踏まえ、近隣の館山市を追加して9団体としています。

館山市を追加したこと、富津市、大網白里市の額が変更になった以外は、前回会議の資料と同じです。

次に22ページです。

この表は、前の類似市と館山市の表を加工したものです。

まずは、縦の列から説明をいたします。

H、K、Nの列は、それぞれの1人当たりの議員報酬の月額です。

S、T、Uの列は、それぞれの1人当たりの議員報酬と期末手当を合計した年額です。

そして、一番右のVが、人数を乗じた、全議員の年額です。

次に、表の内容を説明いたします。

まず、この表は、下にいくほど、額が少なくなっています。

表の下の方にある薄い網掛けは、現行の本市の額です。

次に、濃い網掛けは、近隣の館山市と南房総市です。

そして、太字で、1パーセント増から10パーセント増まで、議員報酬を増額した場合に、この9団体のうちのどこに位置するかを表しています。

Nの議員報酬で説明をいたしますと、現行は326,000円でいすみ市の次に位置していますが、1パーセント増額するといすみ市を超え、3パーセント増額すると南房総市の次に位置し、4パーセント増額すると南房総市を超え、5パーセント増額すると館山市を超えることを表しています。

なお、欄外に南房総市*印は次の選挙からと記載しています。

南房総市では、議員定数を20人から18人とする条例が公布されており、来年4月の選挙から施行されます。

Vの列をご覧ください。

1ます多く、下にはみ出しており、一番上と館山市の次に、2か所、南房総市があります。

上は現行ですが、アスタリスクが付いているものが、18人に削減後の額です。

次に23ページからは、市の決算の状況です。

寺尾委員、小林委員のご発言を受けて、作成をいたしましたものです。

財政課長と税務課長が出席いたしておりますので、不明な点をご質問をいただき、

お答えをさせていただきます。

私からは、概略の説明をさせていただきます。

まず、23 ページ、(1)は、決算全体の状況です。

一番左に 19 から 28 まで、年度を記載しています。

B が歳入決算額、C が歳出決算額、D - E が実質収支額です。

次に 24 ページ、(2)、歳入決算の状況です。

C が収入額、D が不納欠損額、E が収入未済額、そして右下が収入率です。

次に 25 ページ、(3)、歳入決算の構成の状況です。

一番左の欄は、1 の市税から、21 の市債まで、そして、A が平成 28 年度、B が平成 27 年度、C は増減です。

各年度とも 1 の市税と 10 の地方交付税の構成比が高い状況です。

次に構成比の高い市税と地方交付税を説明いたします。

まず、26 ページ、(4)は、市税の各年度の状況です。

B が調定額、本来収入すべき額、C が収入済額、D が不納欠損額、E が収入未済額、そして最後が収入率です。

次に 27 ページ、(5)は、平成 28 年度の市税の構成の状況です。

一番左が各税目、C が収入済額、D が不納欠損額、E が収入未済額、F が収入率、G が構成比です。

構成比は、市民税と固定資産税が高く、合わせて約 90 パーセントを占めています。

次に 28 ページ、29 ページは、構成比の高い市民税と固定資産税の状況です。

次に 30 ページは、地方交付税の状況です。

B の調定額の増減、平成 28 年度の欄ですが、平成 27 年度と比較して約 2 億 5,000 万円減少しています。

これについては、のちほど、財政課長が補足の説明をいたします。

次に 31 ページ、(9)は、歳出決算の状況で、B が各年度の支出済額です。

次に 32 ページ、(10)は、算出決算の構成の状況です。

A が平成 28 年度、B が平成 27 年度ですけれども、構成比が高いものは、3 の民生費、2 の総務費となっています。

33 ページは議員報酬が含まれる議会費、34 ページ、35 ページは構成比が高い総務費、民生費の状況です。

以上が本市の決算の概要です。

なお、前回会議では、財政の将来についてのご発言もありましたが、これについては、のちほど、財政課長が説明をいたします。

次に 36 ページは、本市の市民税の納税義務者の状況です。

(1)の全体の表を説明いたします。

まず、表の一番上の行は、年度です。

そして、所得金額の区分ごとに人数を記入しています。

全体の納税義務者数と総所得金額が分かっていますので、網掛けの行になりますが、本市の 1 人当たりの所得金額を算出しています。

これは、全ての納税義務者の平均なので、例えば、自営業の方、年金所得者やパー

トの方も含まれています。

その下に参考として4行の表をつけていますが、これは、前回会議の資料の全国の平均給与について、本市の状況と比較を行うため、給与所得控除後の額を記入しています。

網掛けの行が所得金額ですが、寺尾委員のご発言のとおり、全国と本市を比較しますと、本市の方が低い状況です。

37 ページは、同様に、本市の給与所得者の状況を全国と比較をしています。

次に38 ページ以降は、地方議会議員年金制度についてです。

宗政委員のご発言を受け、添付しております。

のちほど、議会事務局長から説明をいたします。

以上で私の説明を終了しますが、この後、財政課長と議会事務局長から説明をいたします。

○石田議長 次に、財政課長、説明をお願いします。

○増田財政課長 私からは、本市の財政状況、財政の将来について、分かりやすく説明をさせていただきます。

まず、資料の25 ページをお開きください。

歳入決算の構成の状況の表です。

本市の主な財源は、1 款の市税、10 款の地方交付税となっています。

これらは、一般財源ですので、市が自由に使えるお金です。

例えば国庫支出金ですと、補助事業に充てなさいといった条件で入ってくるものもありますけれども、市税と地方交付税については、市が自由に使えるお金です。

まず、市税について平成28年度と平成27年度を比較しますと、約4,000万円の増となっています。

全体の額が40億円ですので、ほぼ、前年度並みということが出来ます。

一方、地方交付税ですけれども、大きく、2億5,500万円ほどの減額となっています。

主な要因を申し上げますと、まず、地方交付税には、普通交付税と特別交付税の2種類があります。

そのうち特別交付税については、市町村の特別な事情に対して交付されるものですので、普通交付税について説明をいたします。

本市は、平成17年2月に旧鴨川市と旧天津小湊町が合併して新鴨川市として発足いたしました。

その合併当時、普通交付税については、特別措置が設けられていました。

通常であれば、普通交付税を算定する場合には、1つの市として額を計算するわけですけれども、合併後10年間の特例で、これまでの旧鴨川市と旧天津小湊町がそれぞれ別に存在しているという過程で、普通交付税が計算されています。

一般的に、1つの市として計算するより、別に存続しているとして計算する方が多くなり、最大時で6億円の特別措置を受けていました。

合併をしてから10年が経過をしています。

10年を経過しますと、以後、1割、3割、5割、7割、9割と、この特別措置の額

が削減されます。

平成 27 年度は 1 割削減の、平成 28 年度は 3 割削減の年度であったために、これが主な要因となって、地方交付税が減額となっているものと分析をしています。

今後も、地方交付税については減額となることを見込まれます。

次に市税ですけれども、大きな増額は見込めず、納税義務者が減少していくことによって、減少していくことを見込んでいます。

この大きな 2 つの歳入の合計については、今後、減少していくものと考えています。

次に歳出は 32 ページになりますが、大きな減少はなく、歳出の削減が図られず、歳入が減少していくと、市の財政は厳しいものとなっていくと考えています。

また、資料にはありませんが、市には財政調整基金という基金があります。

これは貯金で、市の財政に特別な事情があったときに取り崩して使うものです。

この基金ですが、平成 27 年度末の残高は約 24 億円でしたが、平成 28 年度末は約 20 億円、約 4 億円の取り崩しをしています。

地方交付税の減少が続いており、不足額を補うために財政調整基金を取り崩している状況です。

今後、何らかの手段を講じないと、財政調整基金は減少していくものと考えています。

市としては、歳出の削減を図っていく必要があり、今年度、事業仕分けを実施します。

この事業仕分けに際しては、市が行っている全ての事業について調書を作成します。

それを予算の査定の参考として、歳出のスリム化を図っていかなければならないと考えています。

また、歳出の面では明るい材料もあります。

城西国際大学や早稲田大学のセミナーハウスが建っている太海の多目的公益用地ですけれども、平成 11 年度から平成 30 年度まで、20 年間をかけて鴨川市開発公社から取得をしているもので、総額 75 億円、1 年間で約 3 億 5,000 万円を支出しています。

これは全て一般財源で支出をしていますが、これが平成 30 年度で終了します。

そうすると、平成 31 年度から、3 億 5,000 万円の一般財源が別の事業に使えることとなりますので、これは明るい材料ではないかと考えています。

しかしながら、普通交付税を含む地方交付税は減少をしていくことから、市の財政状況は、決して楽になるということはないものと考えています。

事業の厳選をしながら、歳出のスリム化に努めていかなければならないものと考えています。

以上で説明を終わらせていただきます。

○石田議長 次に、議会事務局長、説明をお願いします。

○佐久間議会事務局長 地方議会議員年金制度について、説明をさせていただきます。

資料の 38 ページをお開きください。

地方議会議員の年金制度の成り立ちから廃止までの経過、現在の動向等について、取りまとめました。

まず、議員年金制度の成り立ちですけれども、本制度は、議会の任務の重要性に鑑

み、国会議員互助年金制度に準じ、議員立法により政策的に設けられた制度で、昭和36年7月にスタートしました。

当初は任意加入であり、掛金も議員の負担のみで運営されていましたが、昭和37年9月に地方公務員共済組合法が制定される際に、地方議会議員年金制度が組み込まれ、これにより、全ての地方議会議員を対象とした強制適用の年金制度となりました。

その後、地方議会議員の実態や社会経済情勢を反映させた数度の制度改正が行われ、地方議会議員及びその遺族の生活の安定に寄与してきたところです。

しかしながら、議員定数の削減による議員数の減少や年金資金の運用利回りの低下、高齢化に伴う年金受給期間の伸びなどを背景に年金財政は非常に厳しくなり、平成14年と18年の2回にわたり、退職年金や一時金等の給付水準の引下げ、議員の掛金や特別掛金、地方公共団体の負担金の引上げなどにより、制度を維持してきたところですが、その後、全国的に実施をされた市町村合併、いわゆる平成の大合併が大規模かつ急速に進んだことにより、議員定数の削減が予想以上に進展したことや、行政改革による議員定数や議員報酬の削減なども加わり、市町村議会議員の共済会の財政状況は急速に悪化し、平成23年には積立金の枯渇が見込まれる極めて厳しい状況となりました。

このことから、地方議会議員の年金制度を所管する総務省では、平成21年3月に、地方議会議員年金制度検討会を設置し、地方六団体のうち、議会関係の3議長会と制度の見直しについて、協議、検討を重ねられ、厳しい議員年金財政の状況や平成18年に国会議員互助年金制度が廃止されたことなどを踏まえ、平成23年6月1日をもって制度を廃止することが決定し、これを受け、廃止法案が第177回通常国会に提出され、衆議院、参議院ともに全会一致で可決、成立し、本法が平成23年5月27日に公布され、同年6月1日に施行されたところです。

なお、廃止法の施行をもって地方議会議員年金制度は廃止となりましたが、廃止法では、何点かの経過措置が設けられています。

まず1点目が、制度廃止時に既に議員を退職している方に対しては、廃止後も廃止前の退職年金の給付を継続すること。

2点目として、制度廃止時において現職議員であった方については、制度廃止時に在職12年以上の退職年金の受給資格を満たす方については、退職年金の支給を受けるか、退職時に掛金及び特別掛金の総額の80パーセントを退職一時金として受け取るかの選択制となったこと。

また、受給資格を満たさない在職12年未満の方は、制度廃止後の最初の退職時に掛金及び特別掛金の総額の80パーセントを退職一時金として受給できること。

3点目として、退職年金に係る給付の引下げ及び支給停止措置の強化。

4点目として、公務傷病年金及び遺族年金についても、制度廃止時に受給していた方は、廃止後も廃止前のそれぞれの年金の給付を継続することなどです。

これらの給付に要する費用については、地方議会議員共済会が保有する残余の積立金及び地方公共団体が負担することとなっています。

この地方公共団体が毎年度負担する金額については、総務省令で定められることと

なっていますが、試算では実質的な制度の廃止までは、概ね 60 年を要し、公費負担の総額も約 1 兆 3,600 億円に上るとされているところです。

なお、参考として、40 ページには、表 1 で、制度廃止後の年金受給者及び収支の推移を掲載していますが、年度を追うごとに受給者数や給付額は減少をしており、今後その傾向で推移していくものと考えています。

また、表 2 は地方公共団体の負担率の推移です。

統一地方選挙が実施された平成 27 年度に負担金率が大幅に上がっていますが、退職一時金の給付がピークを迎えたことが要因であり、以降は減少していくものと考えています。

次に、表 3 では現在の本市の年金受給者の状況を、表 4 では、本市における過去 3 年の負担金支出の状況を掲載しています。

最後に、現在の動向ですが、廃止法案の審議に際し、衆参の総務委員会において、付帯決議として、政府に対し地方議会議員年金制度の廃止後、概ね 1 年程度を目途として、新たな年金制度について検討を行うことが付されております。

これを受け、総務省では、地方議員の新たな年金のあり方についての検討が行われ、平成 24 年 4 月に提出された報告書では、新たな年金制度の創設は現実的ではなく、既存の被用者年金への加入を検討するとされたところです。

全国市議会議長会においても、都市部を中心に議員の専門化が進んでいることや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている中、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備が必要であるとして、被用者年金制度加入推進会議を設置するなど、その推進を図っているところです。

本市議会においても、平成 28 年 10 月に、全国市議会議長会長からの要請を受けまして、平成 28 年 12 月議会におきまして、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を全会一致で可決し、国会及び関係行政庁に提出をしています。

この要請に基づく意見書の提出状況ですが、本年 6 月末現在では、814 市区中 320 市区議会が意見書を提出しています。

これらの動きを受け、自由民主党総務部会地方議員年金検討プロジェクトチームにおいて、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備に向けた検討が行われており、法案提出の準備が進められている状況と伺っています。

このように議員年金が廃止となっていますので、現在の議員で 60 歳未満の方は、国民年金あるいは会社勤めの方であれば厚生年金への加入となっている状況です。

以上で、地方議会議員年金制度の概要の説明を終了します。

○石田議長 ただ今、前回の会議で皆さんから出された新たな資料あるいは数値についての説明がありました。

この後の議事の進め方ですが、まずは、事務局の説明に対する質疑応答を行い、その後、委員それぞれのご意見を発言していただきたいと考えています。

まず、始めに、事務局の説明に対する質疑応答を行います。

ご質問のある方は、挙手をお願いします。

寺尾委員。

○寺尾委員 私が質問した事項について調べていただき、おおむねのところは理解できました。

ありがとうございました。

○石田議長 ほかにいらっしゃいますか。

小林委員。

○小林委員 資料の議員報酬増額シミュレーションですが、これは、18人に削減されてからの金額でしょうか。

○石田議長 事務局。

○石井総務課長補佐 資料の22ページ、5の議員報酬増額シミュレーションについてお答えをさせていただきます。

これは、18人で試算をしています。

○石田議長 よろしいですか。

○小林委員 はい。

○石田議長 ほかにいらっしゃいますか。

宗政委員、よろしいですか。

○宗政委員 はい。

○石田議長 鎌田委員、いかがですか。

○鎌田委員 前回の会議の中で出された意見、またその裏付けも数字を加えて整理をしていただいて、ありがとうございます。

資料を見て、私は近隣とのバランスというところに一つのポイントを置いていましたので、全体像が見えるようになり、感謝します。

○石田議長 田原委員、よろしいですか。

○田原委員 はい。

○石田議長 では、これで質疑応答を終了いたします。

続きまして、委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。

寺尾委員、いかがですか。

○寺尾委員 全国の数値に対して鴨川市の給料が低いということが伺えました。

前回は話をしましたが、議員報酬を上げて、そしてしっかりとやってもらいたいと考えています。

議員定数を20人から18人に削減して歳出が減る、また、城西国際大学の関係の土地の償還が平成30年度で終わるということは伺いましたが、補助金が減っている中で各団体が一生懸命やっているということは確かであります。

議員にあっては、多様化してきているということは理解をしますし、努力をしていただいていることも分かります。

これまでもやっていただいているのは分かりますが、結果的に現在の状況があるわけですので、そういった状況を踏まえて、鴨川市の中核に立ってしっかりとやってもらいたいと考えています。

議員報酬を上げることについては、議員定数を減らしているのです、ある程度は結構であると考えます。

○石田議長 ありがとうございました。

田原副会長、いかがですか。

○田原副会長 前回の会議からこれまで資料の内容を見た中で、いろいろ思案をしました。

削減前の数字ですと1億1,500万円程度のものが2名削減することによって1億200万円程度まで削減できるという中で、例えば議員報酬を増額した場合に、2名削減した範囲内での増額ということで市民の方にはご理解をいただける部分があるのではないかと考えています。

これから審議を進めていく中で、私的な意見ではありますが、例えば3パーセントの増額といった場合に、近隣とのバランスの問題もクリアできそうです。

報酬額にして1万円程度の増額にはなりますが、その程度の増額であれば、市民の目線で見てもクリアできるのではないかと考えます。

現行の額について、寺尾委員のお話にもあったとおり、市民の所得と乖離があることは否めないところでありますので、結果が増額となった場合には、今でも、議員には昼夜を問わず働いていただいていると思っていますが、これまで以上に、市民に寄り添ったかたちで働いていただきたいと考えます。

特に、将来心配しなければならないのが人口減に伴う税収の減であると考えるので、それに対する施策であるとか、若い子どもを育てている世代が安心して暮らしていけるまちづくりを考えていただきたいと考えます。

○石田議長 ありがとうございます。

鎌田委員、いかがですか。

○鎌田委員 議員の専門化の傾向が最近は見られるのかなと思います。

かつてのように自営業の方が中心に議員になるというかたちであれば、議員報酬はある程度のレベルで抑えることもできると思いますが、専門化の傾向があるのかなと感じています。

財政課長から説明がありましたが、税収、地方交付税などの歳入の減少の傾向がありますので、増額の検討をしていく中でも、大幅な増額は難しいものと考えます。

○石田議長 ありがとうございます。

小林委員、いかがですか。

○小林委員 長期的に見て歳入が減少していくことが予測され、その中で議員報酬を増額するには理由付けが必要と考えます。

そういったことから、この会議では、2名削減される範囲内というご意見が皆さんから出てますけれども、私も、2名削減される範囲内で検討するべきと考えます。

それを超えて増額することは、バランスを欠くのではないかと考えています。

○石田議長 ありがとうございます。

宗政委員。

○宗政委員 全国平均の所得と比較して鴨川市の所得が低い結果をみて、増額しにくいという思いがあります。

しかし、長い間、この審議会が開かれていなかったというところで、定数の2削減というこの段階の審議会が増額をしなかった場合、将来の歳入が厳しく、おそらく、今後、増額する機会はないのではないかと考えます。

資料の 22 ページの増額シミュレーションを見て、館山市、南房総市に鴨川市を近づけるタイミングとしては現在ではないかという意味で、増額に賛成です。

行政の施策に対してしっかりとわたりあえるのは市議会しかないと思うので、市民の声を届けるだけではなく、意識を高くやっていただきたいという思いで増額に賛成をしたいと思います。

ただし、人数を削減した分を上回る増額は現実的ではなく、全体的に減少となるようにできればと考えています。

○石田議長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

～なし。～

○石田議長 ご発言の概要ですけれども、寺尾委員にあっては、市の財政あるいは商工業の厳しい状況が続くということであり、議員としての認識を改めてお願いしたいと、また増額するのであれば鴨川市の財政を考えた中でということでした。

田原委員にあっては、2名削減の範囲内だと、また、3パーセントとした場合に近隣とのバランスが図られるのではないかと、1人1万円程度の増額ではあるけれどもある程度市民の理解も得られるのではないかとということでした。

また、議員には将来の歳入の減少を踏まえた中でまちづくりについての活動を望むということでした。

鎌田委員にあっては、議員の専門化の傾向の中で、歳入の今後の状況を見ると、増額するとしても大幅な増額は避けるべきであるということでした。

小林委員にあっては、歳入の減少の中で、増額するとしても、定数削減とのバランスを考えて、その範囲内であればある程度はやむを得ないのではないかとということでした。

宗政委員にあっては、市民の所得の状況が低く、しかしながら、これまで長く増額する機会がなかった中で、2名削減の範囲内で増額することに賛成ということでした。

また、今後、議員の専門性が必要になっていくことを踏まえた上でということでした。

10分程度、休憩といたします。

～午前11時32分 休憩～

～午前11時42分 再開～

○石田議長 会議を再開します。

これまでの皆さんのご意見を集約いたしますと、市の財政状況を踏まえなくてはならない、2名削減の範囲内での増額が可能ではないかと、近隣とのバランスが必要であるということになります。

その中で田原委員から3パーセントという具体的なお発言がありました。

3パーセントの増額ですと、増額後の金額は、議長が398,000円、副議長が364,000円、議員が336,000円となります。

これが皆さんのご発言の範囲内の金額でありますので、このように決定をしたいと思いますと考えますが、よろしいでしょうか。

～異議なし～

○石田議長 ありがとうございます、それでは、そのように決定をいたします。

次に、その時期について協議をさせていただきます。

前回の会議において事務局から資料の説明がありました。

年度、年なども考えられるわけですがけれども、今回の場合は、定数の削減の効果の範囲内ということもあり、定数の削減と密接な関係があります。

したがって、定数の削減と同時の、次の一般選挙に係る任期から、特別な事情がない場合は平成30年6月1日となりますが、そのようにしたいと考えます。

よろしいでしょうか。

～異議なし～

○石田議長 ありがとうございます、それでは、そのように決定をいたします。

前回、今回と、慎重かつ真摯にご審議をいただき、ただいま、一定の方向性でみなさんのご意見の一致をみることができました。

次回、第3回会議におきましては、答申書を作成し、市長への答申を行いたいと考えます。

答申書に記載する内容ですが、1点目として改定後の金額、2点目として改定の時期、3点目として改定の理由、最後に4点目として附帯意見を添えさせていただきますと考えています。

私と事務局におきまして案を作成し、次回にお示しをさせていただきたいと考えますが、よろしいでしょうか。

～異議なし～

○石田議長 ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

改定の理由、附帯意見につきましては、2回の会議におけるご発言を集約することにより、作成をしたいと考えています。

なお、特に、附帯意見につきましては、寺尾委員からは、もっと活発な議員活動を望むご意見がありました。

また、宗政委員からは、現在の議員が専門的で高度であり、そのために他の職を持つことが困難であるから報酬を増額するというご意見がありました。

これらは、附帯意見として答申書に記載をしたいと考えていますが、ほかに、特に答申書に記載すべき附帯意見がある方は、ご発言をお願いします。

寺尾委員。

○寺尾委員 附帯意見は、太字で書いてください。

○石田議長 はい。

ほかによろしいですか。

～なし～

○石田議長 では、次回、答申書案をお示しをいたしますので、再度、ご審議をお願いします。

(2) その他

○石田議長 次に次第の(2)、その他です。

何かありますか。

～なし～

3 閉会

○石田議長 長時間にわたり、ありがとうございました。
これで、第2回目の会議を閉じさせていただきます。

[終了 午前11時50分]

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領（平成17年7月4日制定）第7条第3項の規定により、本会議録の内容を確認したので署名する。

平成29年10月26日

会議録署名人

鎌田 薫